

# 防火材料会員登録規則

制 定 2002年3月15日

最終改正 2022年7月21日

(目 的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本壁装協会（以下、「本会」という。）の「一般社団法人本会会員に関する規則」第7条に定める防火材料会員の登録に関する必要な事項を定めたものである。

(登録種別)

第2条 防火材料会員の登録種別は、次のとおりとする。本会の会員（以下、「会員」という。）は、その業務が複数の登録種別に該当する場合は、複数の種別に登録することができる。

種 別	適 用
防火材料会員（A）	国土交通大臣による壁紙の防火材料の認定（以下、「認定」という。）を取得しているもの
防火材料会員（B）	国土交通大臣認定の防火材料である壁紙（以下、「防火壁装材料」という。）を販売するもの
防火材料会員（C）	防火壁装材料を認定条件に従って施工するもの
防火材料会員（D）	本会が取得した壁紙の防火材料の認定（以下、「共同認定」という。）を使用した防火壁装材料を製造し又は輸入するもの
防火材料会員（E）	共同認定を使用した商品を販売するもの

- 防火材料会員（A）は、本会が運営する「防火壁装材料品質情報管理システム」（以下、「品質情報管理システム」という。）に認定の情報を登録することができる。
- 防火材料会員（B）は、品質情報管理システムに防火壁装材料の商品の情報を登録することができる。
- 防火材料会員（C）は、品質情報検索システムにより認定番号を確認することにより、防火壁装材料の性能表示を行なうことができる。
- 防火材料会員（D）は、品質情報管理システムに使用を許諾された共同認定の情報を登録することができる。
- 防火材料会員（E）は、品質情報管理システムに共同認定を使用した商品の情報を登録することができる。
- 防火材料会員（A）から同（E）による認定情報、性能表示又は商品情報の登録に関する手続等については、本会が別途定める「防火壁装材料品質情報管理システム運営規則」（以下、「防火壁装材料品質情報管理システム運営規則」という。）に定める。

(登録申請の資格)

第3条 防火材料会員の登録を申請するものは、会員であって、防火壁装材料の製造、輸入又は販売を業として営むもの、もしくは防火壁装材料の施工に関わるものでなければならない。

- 2 防火材料会員（D）の登録を申請するものは、共同認定の使用許諾を受けているものでなければならない。
- 3 防火材料会員（E）の登録を申請するものは、防火材料会員（B）の登録を受けているものでなければならない。

(登録申請手続)

第4条 防火材料会員の登録を希望するものは、本会に設置する壁紙品質情報管理システム運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に対し、希望する登録種別ごとに、次の各号に定める書類を提出し、次条に定める登録審査を受けなければならない。

(1) 防火材料会員（A）

- ①防火材料会員登録申請書（書式-WA104号）
- ②防火壁装材料の製造、輸入又は販売にあたって、関連する法律、認定条件及び本会の規約類を遵守する旨の誓約書（書式-WA108号）
- ③防火材料会員1名以上からの推薦状（書式-WA107号）
- ④国土交通大臣が認定した壁紙の防火材料の認定書類の写し
- ⑤防火壁装材料製造にあたっての品質管理の概要を記載した書面
- ⑥防火壁装材料の製造実績の有無を記載した書面
- ⑦その他、運営委員会が求める資料

(2) 防火材料会員（B）

- ①防火材料会員登録申請書（書式-WA105号）
- ②防火壁装材料の販売にあたって、関連する法律を遵守し、認定条件に合致した製品を取扱うとともに本会の規約類を遵守する旨の誓約書（書式-WA108号）
- ③防火材料会員1名以上からの推薦状（書式-WA107号）
- ④販売しようとする認定条件に適合した壁紙に関する情報を記載した書面
- ⑤防火壁装材料（壁紙）の販売実績の有無を記載した書面
- ⑥その他、運営委員会が求める資料

(3) 防火材料会員（C）

- ①防火材料会員登録申請書（書式-WA106号）
- ②防火壁装材料の施工にあたって、関連する法律及び認定条件、本会の規約類を遵守する旨の誓約書（書式-WA108号）
- ③防火材料会員1名以上からの推薦状（書式-WA107号）
- ④防火壁装材料の取扱いに必須な知識等の習得方法を記載した書面
- ⑤施工者個人の施工者団体への登録方法を記載した書面
- ⑥防火壁装材料の取扱いに関する当該会員が定める規約類一式
- ⑦防火壁装材料に関する業務の実績の有無を記載した書面

- ⑧その他、運営委員会が求める資料
  - (4) 防火材料会員 (D)
    - ①防火材料会員 (D) の登録申請書 (書式-WA801 号)
    - ②その他、運営委員会が求める資料
  - (5) 防火材料会員 (E)
    - ①防火材料会員 (E) の登録申請書 (書式-WA802 号)
    - ②その他、運営委員会が求める資料
- 2 会員が登録を受けた防火材料会員の登録種別を変更又は追加するときは、変更又は追加する登録種別ごとに、前項記載の書類を提出し、次条に定める登録審査を受けなければならない。

(登録審査)

第5条 防火材料会員の登録の審査は、運営委員会が行なう。

2 運営委員会は、次の各号のいずれかの場合に審査を行なう。

- (1) 会員が、新たに防火材料会員としての登録を申請したとき。
- (2) 防火材料会員が登録種別を変更又は追加を求めたとき。

3 審査方法は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項記載の各種会員に必要とされる各書類の審査

(審査料及び登録料)

第6条 防火材料会員の登録の審査料 (以下、「審査料」という。) は、無料とする。

2 防火材料会員の登録料 (以下、「登録料」という。) は、次の各号のとおりとし、第9条に定める登録年度 (以下、「登録年度」という。) ごとに発生するものとする。

- (1) 防火材料会員 (A) から同 (C) 金60,000円 (消費税別)
- (2) 防火材料会員 (D) 及び同 (E) 金70,000円 (消費税別)

3 登録料は、防火材料会員の登録日が登録年度の途中であっても当該年度分が発生するものとし、本会は、登録年度の途中で防火材料会員の登録が取り消された場合であっても、当該防火材料会員に対して登録料を返還しない。

4 第2項1号に定める登録料は、防火材料会員 (A) から同 (C) の中で複数の登録種別に登録した場合であっても1種であるとして算定し、同項2号の登録料は、防火材料会員 (D) 及び同 (E) の両方の登録種別に登録した場合であっても1種であるとして算定する。また、同項2号の登録料が発生する会員については、同項1号の登録料は発生しないものとする。

5 本会が防火材料会員への登録を承認したものは、本会に対し、それぞれ本会が指定する期限までに、それぞれ本会が指定する方法により、登録料を支払わなければならない。

6 前項の登録料の支払が完了したときに、防火材料会員の登録が完了するものとする。

(禁止事項)

第7条 防火材料会員は、理由の如何を問わず認定条件等に合致していない壁紙

を防火壁装材料として製造、販売又は性能表示をしてはならない。

- 2 防火材料会員は、品質情報管理システムに登録されていない壁装材料又は防火壁装材料を製造、販売又は性能表示をする場合は、品質情報管理システムに登録されている壁装材料又は防火壁装材料と混同又は誤認し得る製品表示、見本帳表示又は性能表示をしてはならない。

(変更事項の届出等)

第8条 防火材料会員は、登録申請書記載の事項に変更が生じた場合には速やかに、本会に変更内容を届け出なければならない。

- 2 防火材料会員は、本会が求めたときは、本会に対し、防火材料会員の登録に関する情報及び資料を提出しなければならない。

(登録有効期間)

第9条 毎年4月1日から翌年3月末日までを登録年度とする。但し、最初の登録の有効期間は、登録手続が完了した日から当該登録年度の3月末日までとする。

(登録の更新)

第10条 防火材料会員は、防火材料会員の登録の更新を求めるときは、本会に対し、登録種別ごとに本会が定める登録更新申請書を提出し、当該登録年度の登録料(第6条2項記載)を本会が定める期限までに支払うことにより、更新することができる。

(登録の取消し)

第11条 防火材料会員が次の各号のいずれかに該当したときは、本会は、当該防火材料会員の登録を取り消すことができる。防火材料会員の登録を取り消すかについては、運営委員会が判断するものとし、運営委員会は、防火材料会員の登録を取り消す旨の判断をしたときは、理事会に報告する。

- (1) 防火材料会員(A)が、壁紙の製造及び輸入を中止したとき。
- (2) 防火材料会員(B)が、壁紙の販売を中止したとき。
- (3) 防火材料会員(C)が、防火壁装材料施工管理者の登録制度を中止したとき。
- (4) 防火材料会員(D)が、共同認定を使用した壁紙の製造及び輸入を中止したとき。
- (5) 防火材料会員(D)が、「共同認定使用許諾に関する規則」に定める改善命令、回収命令に従わず、又は共同認定の使用許諾の取消しを受けたとき。
- (6) 防火材料会員(D)が、共同認定使用更新の許諾を得られなかったとき。
- (7) 防火材料会員(E)が、共同認定を使用した壁紙の販売を中止したとき。
- (8) 本規則その他本会が定める規約類を遵守しなかったとき。
- (9) ⑦本会を退会したとき。
- (10) 本会に提出した書類等の内容に虚偽があったとき。
- (11) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

- (12) 破産手続、民事再生手続、特別清算、もしくは会社更生手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てをしたとき。
  - (13) 自ら振出し又は引き受けた手形又は小切手につき不渡処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき。
  - (14) 解散し又は廃業したとき。
  - (15) 前各号の他、運営委員会が登録の取消し相当と判断したとき。
- 2 前項の定めにより防火材料会員の登録を取り消されたことにより当該会員に損害が生じた場合であっても、本会は、当該会員に対し、損害賠償責任その他一切の責任を負わない。
  - 3 防火材料会員が第1項各号のいずれかに該当したことにより本会に損害が生じた場合には、当該防火材料会員は、本会に対し、直ちに当該損害を賠償しなければならない。
  - 4 本条第2項及び第3項の定めは、防火材料会員の登録が取り消された場合であっても、引き続き効力を有する。
  - 5 防火材料会員は、当会に対し、いつでも防火材料会員の登録の取消しを求めることができる。

#### 附 則

第1条 本規則は、2002年4月1日から施行する。

第2条 本規則の改正は、2022年7月21日から施行する。

第3条 削除

第4条 本規則に疑義が生じた場合は、運営委員会の判断によるものとする。この場合、運営委員会は必要に応じて理事会に報告する。

第5条 本規則の改廃は、運営委員会が提案し、理事会で承認するものとする。